

論説

国際公約としてのジェンダー平等：輝く人間にむけての挑戦

菅野 琴

元駐ネパールユネスコ代表・カトマンズ事務所長

関西学院大学客員教授

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター客員研究員

はじめに—今日の日本と世界の背景

現在、日本では、成長戦略の一つとして女性が輝く社会を作るための政策が注目されている。それがどのような経済的背景や社会的文脈の中で生まれてきたものであるとしても、またすべてが皆の納得のいく政策ではなくとも、日本が国を挙げて女性の積極的な社会進出と経済活動への参加を推進していることは歓迎すべきであろう。特に、数年前までジェンダー・バッシングの風潮のあった日本社会にとっては、新しい風が吹いている、或はそれが期待されているともいえるのではないだろうか。そして、女性の輝く社会づくりとは、ひとりひとりの意識の転換と社会を貫くルールの変革を伴うことだと言う国のトップレベルのコミットメントがリップサービスに終わらないように、今後の政策実施の経過を注意深く見ていく必要もある。さらに、『輝く女性』政策が、男性に追いつけ、追い越せではなく、男性も含め、すべての人が、ステレオタイプ化された性別役割分業に縛り付けられることなく、人間の尊厳と多様性の尊重を原則とする社会をめざすことをきちんと確認する必要があるだろう。

2014年11月に名古屋で開催されたユネスコ持続可能な開発のための教育（通称 ESD）世界会議において、「持続可能な社会とは、人間の尊厳と公正／平等、そして多様性の尊重を原則とすること」が再確認された。この会議では、ジェンダーは横断的テーマとして、すべての領域でジェンダー平等・主流化を意識した議論が期待され、ジェンダーのエレメントを含むフォローアップ活動を推進することも求められた。しかし、二つのジェンダーに特化したサイドイベントを除いて、女性やジェンダーに関する議論は低調であった。そして、ジェンダーと ESD という課題に関しても、未だに多くの議論が単に女子女性の教育機会の均等の視点から途上国の貧しい女の子たちを学校に通わせようという段階から離陸できないでいる。

1992年にリオで宣言された「アジェンダ21」には、第24章「持続可能、かつ公平な開発に向けた女性のための地球規模の行動」が含まれ、各国政府の目標や、取るべき具体的な行動も示されている。この女性に特化した章が含まれるようになった背景には国際的なスケールで展開された女性たちを中心とした非政府組織の大きなプレッシャーがあった。しかし、ジェンダー平等が遅々として進まない状況を背景に、2012年のリオ+20に向けて組織されたハイレベル諮問委員会は、その報告書“The Future We Want”（私たちの望む将来）で『執拗なジェンダー不平等は、持続可能な開発に向けたあらゆる真剣なシフトの重要な部分として取り組まなければならない』と述べている。また、ミシェル・バチエレ UN Women 事務局長も「リオ+20：女性は強い発言権を持つ必要がある」と題する文書で「女性は環境管理と開発における重要

な役割を持っており、女性の参画が持続可能な開発を達成する上で必須の条件」と言う。さらに、「女性が政策決定参画のための資源と機会の平等なアクセスを得た時、グリーン経済成長、貧困削減、健全な環境管理の担い手、受益者となり、かくして現世代と将来世代の持続可能な開発に益することになる」と、各国での女性の政策決定参加を後押しする。

以上のような背景のもと、なぜ国際社会、国連とその諸機関は女性の地位の向上、社会経済進出、そしてジェンダー平等／主流化を推進しているのか？ジェンダー平等が国際社会の公約（コミットメント）となり、また国連の掲げる開発目標の一つとなった歴史的背景を、まず探ってみよう。

ジェンダーと開発-歴史の変遷

国連諸機関のすべての活動の理念的基盤は、1948年に国連総会で採択された世界人権宣言にある。この宣言では、性別による差別や不平等は、人種、出自や宗教による差別と同様に、人権侵害と規定される。そのような世界共通の認識により、女性に対する差別の撤廃は国際社会の公約となる。さらに1975年が国際婦人年とされ、1976年からは「国連婦人の十年」も始まる。1975年にメキシコで第1回世界女性会議が開かれた後、5年か10年ごとに世界女性会議が開かれることになる。1980年にはコペンハーゲンで、1985年はナイロビで、1995年には北京で世界女性会議が開かれた。2000年は国連特別総会として「女性2000年会議北京+5」も開催された。

国連は、1979年に「女性差別撤廃条約」を採択している。この条約は「国際連合憲章と世界人権宣言に基づき、基本的人権、人間の尊厳及び価値、並びに男女の権利の平等に関する信念を確認し、．．．、すべての人は性による差別、その他のいかなる差別もなしに、世界人権宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができ」と述べる。さらに「女子に対する差別は、．．．、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となり、社会及び家族の繁栄を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるためことを阻害し、困難にするものである」とも明記する。この条約は、世界各国の女性差別撤廃と女性の地位の向上と社会的進出に大きな影響を及ぼしている。日本も1985年に批准しているが、そのために必要な関連の法律の制定や改定が行なわれている。1985年の国籍法改正や男女雇用機会均等法や、学習指導要領の改訂（1989）による家庭科共修（1993）などがそれである。

世界人権宣言の基本的理念に基づいた人権ベースの女性差別撤廃という流れは、基本的に国連諸機関の活動に今も受け継がれるが、その一方で、国連の事業活動も、第2次世界大戦の戦後復興、振興独立国の支援から、1960年代の開発至上主義、70年代の開発途上の時代という流れの中で、開発に軸足をおくようになる。

国連組織や各国の女性政策も、戦後1950年代から60年代にかけては、男性という社会一般の庇護の対象としての『ご婦人』を家事／家庭内の重労働を軽減してあげようという福祉アプロー

チであった¹。1970年から80年にかけては、貧困層の「虐げられた女性」を救うため、そして女性の経済的自立を重要視する貧困と経済自立アプローチに代わる。さらには、女権主義的な女性の地位を男性並みに向上しようという公正アプローチが主流となる。この傾向が強いのが1980年に開かれたコペンハーゲン世界女性会議である。ステレオタイプ化された性別役割という固定観念に基づく職業や進学進路など選択の排除により、すべての領域で女性が活動できるようにという公正アプローチに基づく議論が主流となった。1980年代は、構造調整政策が世界的に広まったこともあり、効率/Efficiencyアプローチが女性政策にも現れる。女性も「有益な人的資源(useful human resources)」という認識に基づき、女性の社会経済発展や開発の担い手としての役割の焦点が当てられるようになる。

このような世界の開発と女性の政策の流れの中ででてきたのが、『開発と女性』(Women in Development/略称、WID)アプローチである。このアプローチは、開発事業のプロセス、つまり企画調査、事業計画作成から執行、評価にいたるまでのすべての段階で女性の参加を促し、公正に扱うことを原則とした。男性との権利、法的、制度面の不平等をなくす公正アプローチの要素も含みながら、女性差別をなくし、女性の社会参加促進のための女性に特化した活動が中心となった。WIDでは、途上国の女性の日常生活に関するニーズ、水汲みや薪集め等の重労働を減らすための実際的なニーズを満たすことを主目的とした。

開発にとって教育は鍵である。教育だけが開発を可能にするというのではないが、教育の無いところで開発はあり得ないという意味である。特に、女性の教育は、重要な役割をもつと言われる。女性自身が上質な労働力として開発に貢献することができるからだけではない。マクロ経済の視点からは、女子教育の経済的波及効果が指摘される。例えば、世界銀行の調査によれば、初等教育1年多い女子は13%の収入増が見込まれ、男子の場合は20%の収入増となる。中等教育を受けた年数が1年多いと女性の場合は18%収入増であるのに比べ、男子は14%増と女子より低い。インドでも中等教育1年多いと女子は7%の収入増であるのに比べ、男子は4%増と低く、中等教育の女性の収入への影響が大きいことが注目される。(EFA-グローバルモニタリングレポート、2011)。それだけでなく、女子教育の波及効果としては、社会開発への貢献と次世代の再生産と良質な労働力を育てる母親としての役割もあげられる。例えば、女子教育の普及により、教育期間が長くなることで、幼児結婚が減少し、人口抑制への効果があげられる。さらに教育を受けた女性の出産による死亡率は低く、乳幼児の死亡率減少にもつながる。母親の教育程度が高い、健康な家庭からは良質な次世代の労働力の提供が可能になり、就職機会が増え、また農業生産性も向上する。教育を受けた女性が妻や母親になると、家庭では収入増も期待されるのである。このようにマクロな視座からの経済効率面の利点は、はっきりとした数値で表せ、成果評価の測定が可能となる。このWID効率アプローチは、開発銀行や政府援助機関の関係者には、今でも受け入れられやすいと言われる。

¹国際社会における開発と女性、ジェンダーのアプローチの歴史的変遷に関しては、田中由美子他編著「開発とジェンダー」第1部を参照

WID アプローチを用いた実際のニーズの充足を目的とする事業としては、女性の収入向上のための活動、職業技術訓練や保健衛生知識の普及と成人識字教育を組み合わせた地域コミュニティベースの成人教育などがあげられる。しかし、このような女性に特化した事業には限界もあった。収入向上といっても、女性の現金収入は家計に組み込まれ、子どもの教育や、時には夫の小使いなどにも使われる。女性が自ら得た収入が女性自身の能力開発や教育・訓練活動には使われることは期待できない。つまり、女性の収入が彼女達自身の地位の向上や性別役割分業にとらわれない職業や人生の選択肢を増やすことにはつながらないのである。また、男性と女性の非対称的な権威関係性も不問いにされることが多く、途上国においての様々な女子や女性にとって心理的、身体的不利益をとまなう伝統慣習はそのまま継続された。

さらに、次第に開発事業の女性への影響には負のインパクトや逆効果もあることも認識されるようになる。例えば、開発事業で、女性がそれまで受け持っていた農作業が機械化されることにより、女性はその作業から排除されるとか、現金収入のない女性の地位の低下も取り上げられた。そのような状況についての現地調査等も行われるようになり、予期されなかった開発の負の影響、女性への差別や男女間格差の拡大、性別役割分業の強化なども指摘されるようになった。

このような女性にのみを対象にした WID 効率アプローチの限界を超えるべく、80 後半～90 年代初頭に、ジェンダーと開発 (GAD) とエンパワメントの考え方が出現する。女性の主体性を尊重し、開発への参加だけでなく、開発のプロセスと結果における男女の関係・差異化の表象へと関心がシフトしていく。例えば、資源・土地の所有権や、開発事業の成果/利益の再配分についても男女の差異、非対称的な関係性の問題が提起される。そのような背景の中で、女性に特化した女性が日常生活で遭遇する目の前にある実際ニーズのための開発事業活動から、上位の最終目標であるジェンダー平等の達成を意識し、その戦略としてのニーズと関心へのシフトが起こる。そのような「ジェンダーと開発」(GAD) の視点の重要性は、80 年代末から90 年代へと認識が深まっていく。

ジェンダーに関しては 国際的なアカデミックな議論をベースにしたジェンダーに関する定義があり、また立場の違いもあるが、ここではもっとも簡単で一般的に受け入れられている定義としてジェンダーを、生物学的な性差とは区別され、社会文化的に作られた性別とする。それは、価値や規範、そして期待される行動パターンや態度などの既存の文化体系が社会化のプロセスにより埋め込まれた男性と女性の差異であり、社会文化規範から与えられた役割と責任であるとも言える。

²上野千鶴子 (1995) 差異の政治学、岩波現代社会学講座 11 巻：ジェンダーの社会学、12P、および、大沢真理 (2002) BOX ジェンダー、開発とジェンダー、国際協力出版社、P 23-24 を参照

さらに確認のために国連組織が使うジェンダー平等や主流化の定義を紹介³しておこう。ジェンダー平等とは、すべての活動、領域で男女を同じ数にすることでもなければ、男女を全く同じように扱うこと、項を変え、役割を交換するといった平等でもない。男女の異なる行為、願望、ニーズを等しく価値づけ、男女の権利、機会や責任が生まれた性別によって規定されることなく、固定観念による性・ジェンダー役割分担観や偏見によって制限されずに、自由に職業や人生の選択ができること、そして最終的には男女が等しく充実した人生をおくる事ができる事とユネスコは定義する。ここで注意しておかなければならない点として、ジェンダー平等と区別されるジェンダー格差解消 Parity:量的進展指数 (quantitative progress indicator) とジェンダー公正 Equity (公正) である。格差とは男女間の数値で表されるギャップを意味する。例えば、教育においては、男女の就学率屋進学率の差が上げられる。

一方、ジェンダー公正とは、再分配政策アプローチ (Redistributive policy approach) において、ジェンダー平等の達成を促進する目的で、不公正で差別的な状況をただす対策と定義される。国家の機会や資源の再分配という政策的介入により、男性との不平等を解消して、女性の経済的な自立を図り、ジェンダー平等を達成することである。このアプローチの例としては、女性優先策、女性枠の設定による女性の社会的、政治的参加の数や割合を増やす Affirmative action プログラムがあげられる。このジェンダー格差解消とジェンダー公正 Equity は、ジェンダー平等という最終目標を達成するためのプロセスに位置し、ジェンダー平等そのものではない。両者が同じではないことに留意しなければならない。

ジェンダーと開発 (GAD) のアプローチでは、女性の置かれた状況の改善には男性、社会全体も含める必要があることが前提となる。ステレオタイプ化された性別役割や公私における責任の分担を問い直し、男並みの平等ではない、男女の相対的関係を支配・従属関係から平等なパートナーシップへの転換をめざす。それ故、女性や様々な性的指向性を持つ人にとって、差別的な制度や社会システムの変革、改良をめざす視点である。そして女性や被差別者が自らの意志と言葉と力を持って変革をめざし、実現するようなエンパワメントの視点も持つ。UNIFEMによれば、エンパワメントとは、ジェンダーの関係性 (非対称的な、権威関係とも言える関係性) の理解とともに如何にその関係の転換が可能であるかという理解も持ち、自立や自尊心を担保として、行動の自由と言動や発言の自由を得ることと定義される。その結果、自分自身の将来への展望、生活設計が描け、人生・職業の選択肢が広がり、選択と交渉 (バーゲニング) 力をもつことにより、公正な社会経済秩序を創造できるような能力をもつことにもなる。そのようなジェンダー平等とエンパワメントの方向性を理解する時、教育は、ジェンダーに基づく偏見や差別をなくするための能力をつける、可能性を育む環境 (enabling environment) そのものであり、教育とはエンパワメントの効果をもつと理解される。

そのような WID から GAD への転換期に、ナイロビ世界女性会議 (1985) が開催された。コペンハーゲン会議では、先進国の女性の視点からの権利やステレオタイプの排除が主張されたが、ナイロビでは、途上国女性の経験から生まれた女性の主体性を尊重するエンパワーメントに軸足

³UNESCO (2009) Promoting Gender Equality in Education: Tool Kit Guide P.23 を参照

を置き、人間開発の理念をもつ開発とジェンダーの包括的アプローチへと転換する。そしてさらに、1995年の第4回北京世界女性会議では、第一回世界会議からの蓄積した経験や教訓をもとにジェンダー主流化が提唱されるようになる。

ジェンダー主流化とは、「ジェンダー平等という上位目標を達成するための戦略」と位置づけられる。「女性と男性の両方の関心事、視点や経験が、すべての法制、政策や事業の立案、執行、モニタリングと評価に取り入れられ、女性も男性も同等にその恩恵・利益を享受できることが保障されること」と定義される。現在でも北京で採択された行動計画は、国連機関をはじめとする国際協力の関係者のジェンダーに関する基本的なガイドラインとしての役割を果たしている。北京会議の後には国連の特別総会や婦人の地位委員会の機会を利用して5年毎に北京+5、+10、+15としてフォローアップ会議が開かれている。

ジェンダーと開発：国際協力の現実

このように、ジェンダー平等は人権であり、開発の鍵でもある。ジェンダー平等は開発、経済的・社会的発展に良いインパクトを与え、ジェンダー平等と開発の相関関係、特に教育におけるジェンダー平等は貧困軽減に寄与し、社会・経済的還元も多い。その経済的波及効果は家庭だけでなく、国全体の経済効率にも影響する。さらに女性の社会参加、政治参加が増すことにより、彼女たちは民主的社会の構築にも貢献することになる。しかし、世界人権宣言から始まり、何度もくり返される国際社会のジェンダー平等へのコミットメント、条約や行動計画にも関わらず、未だに不平等はなくなるらない。

女性は男性より、家庭の生活維持のために長時間働くにも関わらず、収入や財産の管理を自分ですることはなく、能力開発・教育の機会も少ない。さらに、暴力や威嚇、脅しの対象になりやすく、社会的に従属的立場におり、政策・意思決定への参加もすくない⁴。しかも、貧困には女性の顔がある。世界の絶対的貧困者十億の7割が女性、アフリカでは絶対的貧困者の2/3が女性である。

そして様々な貧困の複合的な影響により、構造的な貧困の女性化が継続する。例えば、金融危機の影響として女子の教育機会が奪われ、教育の低さが低賃金、非正規雇用につながり、雇用率の低さが、女性の貧困、特に母子家庭の貧困につながる負の連鎖が起きている。日本でも国立社会保障・人口問題研究所の人口統計調査（2012）によれば、20～64歳の単身女性の32%が貧困状態（単身男性25%）、65歳以上の単身女性の貧困率は47%（男性29%）、そして19歳以下の子どもがいる母子世帯の貧困率は48%にもなる。

⁴Rachel Hinton, DFID (2003) Gender Mainstreaming in Education, ユネスコ教育局ジェンダーフォーカルポイント研修での発表から。

教育分野を見ると、男女格差の解消は初等教育就学率に限定され、中等教育と高等での男女間格差軽減が遅々として進まない。初等教育の就学率においても国内の格差は大きい。農村部に住む貧しい家庭の女子の就学率が、最も低いのは、各国で共通している⁵。

成人識字率における女性の割合も、1990年のジヨムチェンから2/3と変わらない。2008年EFA中間評価報告は、2005年目標の初等と中等教育の格差解消が達成できなかった113ヶ国のうち18ヶ国のみが15年までに達成可能だという。また2005年に初等教育の男女間格差解消が達成できなかった86ヶ国のうち、58ヶ国は2015年でも無理と予測する。

さらに今のままであれば、識字率の男女間格差解消のためには56年かかるといわれ、中間報告は“2015年教育におけるジェンダー平等”におおきな懸念を示している。教育は社会から離れて存在せず、教育はその社会の社会文化規範や価値を反映する。教師の無意識な態度や言動で生徒に伝えてしまう隠れたカリキュラムの問題もある。そして社会の縮図のような学校運営組織や教員間のジェンダー化された権威関係は、生徒にとっては、初めて見る男性優位の社会の姿でもある。現状肯定レンズでステレオタイプ化された女性・男性観、性的役割分担の再生産が、学校教育でも行われているのである。

このような社会文化的な背景を考えると、女子の教育参加の向上には、まずその阻害要因の根本的原因の追及が必要となる。男女間格差を社会文化的、歴史的背景の分脈で分析し、ジェンダーの関係性に問いかけるジェンダー視点の導入が必要となる。EFA グローバルモニタリングレポート(2011)が、「女子教育のアクセス、参加が進まない国においては、むしろジェンダー平等に関する事業を優先させた方が、効果的」(2011、EFA-GMR)と言う所以は、ここにある。

開発事業において大きな存在であるドナー国側からも様々な問題が指摘されている。英国政府援助機関である DFID は、自らの経験から、ジェンダー関連の国際協力事業が直面する問題として次の点を挙げている。

1. お飾りの女性参加：女性の参加のコミットメントを単に数の上で示すため、少人数の女性を委員会や企画に入れて表面的に取り繕う。またそのような女性が、地元の有力者の配偶者や親族、親しい人であったりして、必ずしも地元の女性の声を反映することにならない。
2. 研究と政策論争の乖離：研究者と政策立案者や行政官とのパイプがなく、またお互いに信頼感がないため、現地調査の結果や経験が活かされず、また政策実施の現場での教訓も専門的な知識で分析されることも無いため、その後の政策の評価改善に有効に活かせない。関係する研究のインパクトも政策実施に少ない。一般に現地での社会、文化的差別の分析、実証調査研究が不足している。
3. 国際機関におけるジェンダーと教育関係の予算や資源が、他の領域と比べても少ない。
4. ジェンダー主流化に対する組織の中での障害の多さ：ジェンダー平等や主流化への共通の理解が確立されず、偏見が持たれることも多く、主流化がすすまない。

⁵ 「EFA グローバルモニタリングレポート 2010」図 34 および 3.12 を参照

5. 途上国中心の支援運動ネットワークの能力・資源不足と限界、国家予算、計画のジェンダーに対する不十分な対応：ジェンダー平等のためのネットワーク活動が、国連組織やドナー国によって支援されている間は活動が盛んだが、参加国や現地の組織からの資金不足や技術的な限界で出口戦略が立てにくい、活動が持続しない。
6. 関連の事業活動が多数の国内外の組織、政府組織や非政府組織、ドナーや国連組織によって個別に展開され、活動の調整に欠け、重複もある。その成果の共有や情報交換も少ない。ただし、これは、ジェンダー関連事業に限ったことではなく、広く外部資金による開発事業にも見られる。

上記の課題を踏まえ、開発協力におけるジェンダー平等への道は、新しい戦略が求められている。国や地方の事業からの教訓、成功例を活かし、国家計画や予算を実質的に変えるためのプロセスやその教訓の例や経験を共有し、ドナーを含め、国際レベルでの開発協力調整と協働の促進が求められている。そして国の統計システムの向上による信頼できる質の高いデータに基づく政策立案や評価、途上国間のネットワークの人材育成、キャパシティ強化への支援と組織の制度・意識の変革を確実に進めることも必要である。つまり、国のトップレベルから、草の根の開発活動の現場まで、すべてのレベルでジェンダー平等を本気で達成しようとする『やる気』が問われているのである。

『出過ぎた釘は打たれない』スケールアップ戦略

一般に女性やジェンダー関連の事業は、小規模であり、周辺化され続けている。しかも 往々にして政策倒れで、政策はリップサービスに終る。ジェンダーが政治的にセンシティブで、個人的にデリケートであるために、‘政策の蒸発’⁶症候群に陥ってしまう。行政官や現場で政策を執行する担当者（多くが男性）によって、抵抗されたり、政策が無視、軽視されたり、不可視化されるからだ。ジェンダー平等のための成功事例であっても、政策や国家計画に反映されることはない。そこで、近年、注目されているのが、スケールアップ戦略である。

スケールアップ⁷は、社会的弱者の人権擁護、貧困軽減などの公正な社会の建設には欠かせない重要な事項でありながら、政策的に優先されない「公共善」の達成のために有効な戦略と言われる。スケールアップは、単に事業を大きくするといった量的拡大を意味する訳ではない。また成功例の記録や共有でもない。例えば、教育のスケールアップとは、すべての人が公平に教育を受け、個人の能力を充分に開花させ、自分の人生を自由な意志で切り開くことができるようになるという教育の目的（公共善）の達成のための戦略である。教育におけるジェンダー平等のためのスケールアップでは、個別の事業の枠組みや地理的な限定を超え、国家レベルで何がジェンダー平等と教育改革の両方に効果的であるかが問題となる。女子の就学率で表されるアクセス中心の女子教育からジェンダー平等へ視座の転換を求めると同時に、ジェンダー視点をもって教育システム全体を見直す事が、まず求められる。その上で、具体的な事業例などの

⁶ キャロライン・モーザ（1996）ジェンダー・開発・NGO、新評論

⁷ スケールアップ戦略に関しては、UNICEF-UNESCO(2005) ‘Scaling up’ of good practices in girls’ education, を参照。

政策実施の経験を多角的に分析し、成功例を個別の事例として終わらせず、一般化して国の開発計画や政策や教育改革・計画につなげ、国家的事業として教育におけるジェンダー平等を促進するという戦略である。つまり広範囲な教育のアクセスと質の向上と教育の変革の中にジェンダー平等を組み込ませるプロセスとも言える。それには、前提として教育セクターでのジェンダー主流化が不可欠である。最終目的の公共善の達成のために、新しい試みや変革がどのように支持され、現場での経験や教訓が、政策方針の転換や将来の展望につなげられていくか、大きな挑戦である。

スケールアップが成功するかどうかの鍵を握るのは、執行現場と政策決定の中間にいる政府や自治体の担当官の意識、やる気と能力である。予算や人的資源の効果的活用、そのインパクトを最大限に引き出し、それを支える制度的変革とその継続もなければならない。スケールアップで大事な役割を果たすのは中間層の行政官である。特にフェモクラットと呼ばれるジェンダー平等や主流化を強く意識し、その促進をめざす官僚、行政官の存在は、大きな力となる。例えば、オーストラリアでは、フェモクラット達の地道な努力が、ジェンダー予算分析の実践を政府の中に制度として根付かせたと言われる。ジェンダー平等のスケールアップも同じようにフェモクラットの役割に期待がかかる。しかし、日本や多くの途上国のように、ジェンダーの視点をもつ官僚や行政官がいないか、或は、いたとしても表に出てこない状況のなかで、このスケールアップ戦略の成功は、むしろ、強いトップレベルの政治的意志とリーダーシップにより、関連予算や人的資源の増強というトップダウンの施策、それに同時に対応して地域社会からのボトムアップのサポートややる気が不可欠になってくるだろう。それが、また中間層の行政官のやる気、動機付けともなる。

ジェンダーと持続可能な開発へ：国際社会の挑戦

ミレニアム開発目標は2015年が目標達成年になっている。それ以降は、Sustainable Development Goals (SDGs) と呼ばれる持続可能性を強く意識した開発目標となる。ジェンダーに関しても、SDG 暫定案の第5目標として「ジェンダー平等を達成し、すべての場において女性と女子のエンパワメントを達成する」という目標が含まれている。現在、暫定案は17ゴール（目標）と169ターゲットを含むが、その数が多いことから、SDGs 暫定案は、今後9月にかけて、最終的調整や修正が行なわれ、よりストリームラインされた形で2015年9月の国連総会で採択されると予測される。

人間の活動と生存は、地球の自然システムと資源が基礎であり、自然資源を補充するより早く消費することは持続可能性を弱める。高度成長期のような右肩上がりの無限の産業経済の発展と文明の繁栄をめざしてきた論理は、地球の持続可能性を弱めてきたとも言える。さらに近年、世界を脅かしている気候変動、温暖化や巨大災害などの影響もあり、持続可能性の危機は、多くの人に実感として共有され始めている。名古屋のESD世界会議でも、そのような危機感が専門家だけでなく、若者たちの実感として語られた。ジェンダー視点が、生態系多様性の維持を含む地球の持続可能性の危機の問題とどこでどのような接点を持つか、SDGs が世界の公約として開始される2015年を迎えるにあたり、国際社会は明確な答えを求めている。

サステナビリティとジェンダーの不可分な関係性については、多くの意見がある。人権主義の立場からは、持続可能な社会が正義、人権、平等、非差別、非暴力、多様性などの原則を有しており、ジェンダー不平等も持続可能な社会にとっては相容れられない。開発におけるジェンダーの立場からは、地域社会や家庭内で女性が果たす役割に焦点をあて、地域の自然資源管理と消費、そして次世代の再生産と人的資源開発の側面からサステナビリティとジェンダーの不可分な関係性を論じる。女性は地域社会や家庭において資源管理や消費に大きな役割を担う。しかし、女性は環境問題や科学的知識のない「素人」であるという偏見から、関連の会議で、地元の女性の発言が無視、軽視されることも多い。差別のない公正な持続可能社会の構築への女性の参加は大きな課題として残っている。

気候変動、温暖化や災害は、たしかに性別や年齢の差に関わらず、すべての人にふりかかる。しかし、そのインパクトの程度や種類や対応には、ジェンダーや社会経済的な格差による違いがある。特に、女性や社会的弱者には、様々な不利な条件と絡み合ってより複雑で構造的な影響がある。さらに言えば、持続「不」可能な世界を作り上げてきた社会経済構造は、生産性や経済効率を最優先し、固定化された性別役割分業に支えられてきた。男性は比喩的に言えば男性は過労死するまで働き、女性は一手に家庭と子育て、さらに介護に専念する。そこにおいては過度な消費行動や無駄さえも不問いにされてきた。そのような社会では、社会的弱者は不利な立場に置かれ、男性にとっても女性にとっても多様な生き方が難しい。持続可能で公正な社会、自分の人生の選択がステレオタイプ化されず、多様性が尊重され、自己の能力を最大限に発揮できる社会を作るためには、価値と行動の転換が不可欠であり、将来の世代を育てる教育には大きな役割が期待される。サステナビリティとジェンダーの接点も、教育の中にヒントがあるのではないだろうか。ポスト 2015 の枠組み作りの議論でも、教育、特に ESD は重要視されている。

サステナビリティとジェンダーに関する様々な立場からの議論において、共通している意見は、ジェンダー平等と持続可能な社会の構築には、制度や社会システム全体の変革とともに、エンパワメントや価値や行動の転換が、必要であるという点である。教育とは、技術、知識を習得するための手段というだけではなく、人類の福利という目標を達成するために欠くことのできないプロセスでもある。持続可能な開発のための教育 (ESD) は、次世代への責任も含め、地球全体の持続可能性を高めるために、教育そのものの変革と社会のシステムの転換もめざしている。ジェンダー平等のための教育と同様に、ESD も学習者の批判的思考力と体系的な思考を育み、公正な社会に向けて行動を起こすことのできる変革の担い手 “Agent of Change” を育てることを目的とする。世界会議サイドイベントに送られたビデオメッセージ「持続可能な開発のための教育とジェンダー——未来へつなぐもの (Sustainability and Gender: the nexus for future)」でユネスコ教育局スーヒョン・チョイ教育学習内容部長は、変革志向の批判的精神を基盤にする教育学の立場をもつ ESD においてこそ、ジェンダーと持続可能な開発の課題が交差する接点であると述べている。

世界を変えるのは一人の生徒、一人の教師であり、一本のペン、一冊の本だと 2014 年ノーベル平和賞を受賞したマララ・ユウシフザイさんは言う。そして他の人の力を頼んで待つので

はなく、女性自らが立ち上がるしか方法は無いのだという彼女のメッセージは、女子教育の普及という枠を超えて、エンパワメントと変革への強い決意を示し、多くの女性の背中を押す。

ジェンダー格差をなくし、平等な社会を作るためには、あらゆるレベルでの一人一人の強い意志、3つの意志(Wills)が不可欠と言われる。トップレベルのコミットメント、政治的意志(Political Will)と、当事者である女性と周囲の家族や地域社会の人々の意志(People's Will)、そしてその中間に位置する行政官の意志(Administrative Will)の3つがあって、始めて変革へと社会は動く。ポスト2015のSDGs、持続可能な開発へ舵をとる国際社会で、ジェンダー平等をめざす3つの意志(Wills)をどのように構築、統合し、公正で持続可能な社会への転換を図っていくか、開発に関わる者にとって大きな挑戦である。そして今日、成長戦略として『輝く女性』政策を掲げるこの日本でも、人間の尊厳と多様性の尊重を原則とする『すべての人が輝く』持続可能な社会へと向かうのか、注意深く見守っていく必要があるだろう。

参考文献：

上野千鶴子(1995)『差異の政治学』、岩波現代社会学講座11巻：ジェンダーの社会学
キャロライン・モーザ(1996)ジェンダー・開発・NGO、新評論
田中由美子他編著(2002)「開発とジェンダー」国際協力出版社、

UNESCO(2009), Promoting Gender Equality in Education: Tool Kit Guide

UNESCO, (2010, 2011), Education for All Global Monitoring Report 2010, 2011 (ユネスコ：EFAグローバルモニタリングレポート2010, 2011)

UNICEF-UNESCO(2005) 'Scaling up' of good practices in girls' education,